

(別表 1)

平成 29 年度 塗装工事 事後審査型制限付一般競争入札の取扱い

取扱期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

大阪市の登録種目	170 塗装工事
大阪市の工事種目	11A 塗装工事
建設業法上の建設工事の種類	塗装工事
建設業許可の業種	塗装工事業

参加可能な本支店の所在地及び受注可能本数に関する条件

地域要件			本店業者の 受注可能本数	備考
本店業者	支店業者	市外業者		
工事場所に かかわらず 入札参加可	入札参加不可		3本	

- ・ 予定価格 8 千万円（税込）以上の案件については、当該業種において、特定建設業許可を取得していることを要件とする。
- ・ 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に完成した大阪市住宅供給公社又は大阪市発注工事のうち、当工事種目又は 11B 防水工事において請負工事成績評定要領に基づく評定点で 65 点未満の成績があった者については、上記の受注可能本数から該当本数を減ずる。
- ・ 支店および市外業者については、入札参加できない。
- ・ 本店業者、支店業者、市外業者とは、次のとおりとする。

〔本店業者〕 主たる営業所を大阪市内に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者

〔支店業者〕 主たる営業所を大阪市外に有し、かつ契約締結の営業所を大阪市内としている者

〔市外業者〕 契約締結の営業所を大阪市外としている者

- ・ この取扱いにより難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとする。